

令和7年度保険料率のお知らせ

去る令和7年2月20日に開催されました第149回組合会にて、令和7年度の保険料率について承認されました。健康保険料率の合計額は変更ありませんが、介護保険料率につきましては料率を引き下げることになりました。

■健康保険料率（調整保険料率含む）

令和7年3月分保険料（4月末納期）から適用する。

負担割合

	健康保険料率
被保険者	38/1,000
事業主	47/1,000
計	85/1,000

内訳は次の通りです。

- ・一般保険料率 83.700/1000（基本保険料率 39.759/1000、特定保険料率 43.941/1000）
- ・調整保険料率 1.300/1000

■介護保険料率

令和7年3月分保険料（4月末納期）から適用する。

負担割合

介護保険料率	令和7年度	令和6年度
被保険者	8/1,000	10/1,000
事業主	8/1,000	10/1,000
計	16/1,000	20/1,000

■変更時期

	対象月	控除月	納付月
月額保険料	令和7年3月分から	令和7年4月支給の 給与控除から	令和7年4月末から
賞与保険料	令和7年3月1日以降に 支給された賞与分から	当該賞与が支給された都度	

■任意継続被保険者の標準報酬月額上限のお知らせ

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限に変更はありません。任意継続被保険者の標準報酬月額の上限については、前年9月末日における東宝健康保険組合の平均標準報酬月額で決められます。令和6年9月末日における平均標準報酬月額は383,577円ですので、令和7年4月から適用される任意継続費保険者の標準報酬月額の上限は26等級：380千円となります。